

【丹波篠山市】

1. 許可の共通基準

- ①特に景観に配慮すべき地域又は場所においては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする事。
- ②広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする事。
- ③ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。
- ④蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ⑤第6種地域及び第7種地域において、高さが12mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一つの建築物の壁面合計面積の1/2を超えないこと。
- ⑥都市計画法の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあっては、一つの敷地内に掲出する広告物（自家用広告物を除く）の表示面積の合計は、10㎡未満とすること。
- ⑦規制色（日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（以下「マンセル表色系」という。）は、第1種地域から第3種地域は、色相がR（赤）、YR（橙）は彩度6以上、その他の色相は彩度4以上の色とし、第4種地域から第7種地域は色相がR（赤）、YR（橙）は彩度8以上、その他の色相は彩度6以上の色をいう。

2. 地域別基準

（1）第1種地域

① 自家用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下）
数量	3枚（基、個）以下
その他の表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準及び壁面利用広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分			基 準	
色彩基準			規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下	
屋上広告			設置禁止	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり5㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下		
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）		
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止 ・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） 同一意匠は1壁面に1個（枚）		
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下		
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）		
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）		
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でサイン管の露出しているサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
庇広告	表示面積の合計	5㎡以下		
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下		
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと		
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	5㎡以下		
	数量	2基以下		
	地上からの高さ	5m以下		
自己敷地外建植え広告（野立広告物）			設置禁止	
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 1㎡以下 ・案内図板 3㎡以下 ・説明板 2㎡以下 ・その他 3㎡以下		
	地上からの高さ	3m以下		
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上	
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
		その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
自己敷地 外建植え		1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方方向の表示面の面積は1㎡以下	
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下	
		横の長さ	2m以下	
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）	
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内	
		相互距離	5m以上	
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・田園沿道区域は原則設置禁止	
その他表示方法		・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

(2) 第2種地域

① 自家用広告

区 分		基 準
表示面積の合計		10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下）
数量		4枚（基、個）以下
その他の表示方法		・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ・光源の点滅禁止
その他の基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分		基 準	
色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/5以下	
屋上広告		設置禁止	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり5㎡以下、壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) 広告幕は長さ15m以下(懸垂幕は12m以下)、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下(高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)	
	その他表示方法	・壁面の外郭線からの突出禁止　・窓・開口部はふさがないこと(広告幕は除く) ・同一意匠は1壁面に1個(枚)	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下(高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)	
	道路面からの高さ	4.5m以上(歩道2.5m以上)	
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止　・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内で材管の露出している材管又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
庇広告	表示面積の合計	5㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	5m以下	
自己敷地外建植え広告(野立広告物)		設置禁止	
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・道標 2㎡以下　・案内図板 6㎡以下　・説明板 4㎡以下　・その他 6㎡以下	
	地上からの高さ	3m以下	
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	自己敷地 外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下)
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上　・田園沿道区域は原則設置禁止
	その他表示方法		・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

(3) 第3種地域

① 自家用広告

区 分		基 準
表示面積の合計		15㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下）
数量		4枚（基、個）以下
その他の表示方法		・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ・光源の点滅禁止
その他の基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分			基 準
色彩基準			規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下（1枚当たり3㎡未満は除く）
屋上広告	1方向の表示面積		7㎡以下
	広告物の高さ		3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下
	地上からの高さ		16m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）
	掲出場所		・屋上構造物の壁面に限る　・木造建築物は設置禁止
	その他の表示方法		・建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止　・支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること　・ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止
壁面利用広告	表示面積の合計		1枚当たり7㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下
	地上からの高さ		12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法		・壁面の外郭線からの突出禁止　・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）
壁面突出広告	建築物からの出幅		建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ		12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ		4.5m以上（歩道2.5m以上）
	その他表示方法		・壁面上端を超える突出禁止　・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止
庇広告	表示面積の合計		5㎡以下
	広告物の高さ		3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下
	その他表示方法		屋根を超えて突出させないこと
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積		7㎡以下
	数量		2基以下
	地上からの高さ		7m以下
	その他表示方法		地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止
自己敷地外建植え広告（野立広告物）			設置禁止
道標・案内図板等	1方向の表示面積		・道標 2㎡以下　・案内図板 6㎡以下　・説明板 4㎡以下　・その他 6㎡以下
	地上からの高さ		3m以下
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
案内誘導 広告	1方向の表示面積		5㎡以下
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	自己敷地 外建植え	1方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上　・田園沿道区域は原則設置禁止
		その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1 / 4 以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

(4) 第4種地域

① 自家用広告

区 分		基 準
表示面積の合計		20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下）
数量		4枚（基、個）以下
その他の表示方法		・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ・光源の点滅禁止
その他の基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分			基 準	
色彩基準			規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下（1枚当たり5㎡未満は除く）	
屋上広告	1方向の表示面積	10㎡以下		
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下		
	地上からの高さ	16m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）		
	掲出場所	・ 屋上構造物の壁面に限る ・ 木造建築物は設置禁止		
	その他の表示方法	・ 建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ・ 支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ・ ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり10㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下		
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）		
	その他表示方法	・ 壁面の外郭線からの突出禁止 ・ 窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・ 同一意匠は1壁面に1個（枚）		
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線からの1m以下		
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）		
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）		
	その他表示方法	・ 壁面上端を超える突出禁止 ・ 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・ 交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止		
庇広告	表示面積の合計	7㎡以下		
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下		
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと		
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	7㎡以下		
	数量	2基以下		
	地上からの高さ	7m以下		
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止		
自己敷地外建植え広告（野立広告物）				
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・ 道標 2㎡以下 ・ 案内図板 6㎡以下 ・ 説明板 4㎡以下 ・ その他 6㎡以下		
	地上からの高さ	3m以下		
	自己敷地外建植え	相互距離	5m以上	
		掲出場所	交通信号機・踏切から距離5m以上	
		その他	・ 寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	案内誘導 広告	1方向の表示面積	5㎡以下	
その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
自己敷地外建植え		1方向の表示面積	・ 2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・ 集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下	
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下	
		横の長さ	2m以下	
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）	
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内	
		相互距離	5m以上	
		掲出場所	・ 交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・ 田園沿道区域は原則設置禁止	
その他表示方法		・ 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・ 方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1 / 4 以上 ・ ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・ 集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

(5) 第5種地域

① 自家用広告

区 分			基 準
表示面積の合計			30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
数量			5枚（基、個）以下
その他の表示方法			①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止
その他の基準			許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分			基 準
色彩基準			規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり7㎡未満は除く）
屋上広告	1方向の表示面積		15㎡以下
	広告物の高さ		3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下
	地上からの高さ		16m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）
	掲出場所		木造建築物は設置禁止
	その他の表示方法		・建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止　・支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること　・ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なものの禁止
壁面利用広告	表示面積の合計		1枚当たり15㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下
	地上からの高さ		12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法		・壁面の外郭線からの突出禁止　・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）
壁面突出広告	建築物からの出幅		建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ		12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ		4.5m以上（歩道2.5m以上）
	その他表示方法		・壁面上端を超える突出禁止　・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内で材管の露出している材サイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止
庇広告	表示面積の合計		10㎡以下
	広告物の高さ		3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下
	その他表示方法		屋根を超えて突出させないこと
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積		10㎡以下
	数量		2基以下
	地上からの高さ		10m以下
	その他表示方法		地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止
自己敷地外建植え広告（野立広告物）			設置禁止
道標・案内図板等	1方向の表示面積		・道標 2㎡以下　・案内図板 6㎡以下　・説明板 4㎡以下　・その他 6㎡以下
	地上からの高さ		3m以下
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	・寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
案内誘導 広告	1方向の表示面積		5㎡以下
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	自己敷地 外建植え	方向の表示面積	・2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上　・田園沿道区域は原則設置禁止
	その他表示方法		・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

(6) 第6種地域

① 自家用広告

区 分		基 準
表示面積の合計		30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
数量		5枚（基、個）以下
その他の表示方法		①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止
その他の基準		許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分		基 準	
色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり7㎡未満は除く）	
屋上広告	1方向の表示面積	20㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下	
	地上からの高さ	16m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合にあっては、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）とすること	
	掲出場所	木造建築物は設置禁止	
	その他の表示方法	・ 建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出させないこと ・ 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽すること ・ ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする	
壁面利用広告	表示面積の合計	1枚当たり20㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	その他表示方法	・ 壁面の外郭線からの突出禁止 ・ 窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・ 同一意匠は1壁面に1個（枚）	
壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）	
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）	
	その他表示方法	・ 壁面上端を超える突出禁止 ・ 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・ 交通信号機から10m以内で付管の露出している付サイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
庇広告	表示面積の合計	15㎡以下	
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと	
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積	10㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	10m以下	
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止	
自己敷地外建植え広告（野立広告物）		設置禁止	
道標・案内図板等	1方向の表示面積	・ 道標 2㎡以下 ・ 案内図板 6㎡以下 ・ 説明板 4㎡以下 ・ その他 6㎡以下	
	地上からの高さ		3m以下
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	・ 寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ・ ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	案内誘導 広告	1方向の表示面積	
その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
自己敷地 外建植え		1方向の表示面積	・ 2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ・ 集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・ 交通信号機・踏切からの距離5m以上 ・ 田園沿道区域は原則設置禁止
その他表示方法		・ 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・ 方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1 / 4 以上 ・ ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・ 集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

(7) 第7種地域

① 自家用広告

区 分			基 準
その他の表示方法			・ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、LEDサインを使用しないものを除く）
その他の基準			許可の共通基準及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用広告物の個別基準

区 分			基 準
色彩基準			規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり15㎡未満は除く）
屋上広告	1方向の表示面積		30㎡以下
	広告物の高さ		4m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下
	地上からの高さ		16m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合にあっては、建築物の高さに4mを加えた高さ以下）とすること
	掲出場所		木造建築物は設置禁止
	その他の表示方法		建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出させないこと 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽すること ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする
壁面利用広告	表示面積の合計		1枚当たり30㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） 広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下
	地上からの高さ		12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法		・壁面の外郭線からの突出禁止　・窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ・同一意匠は1壁面に1個（枚）
壁面突出広告	建築物からの出幅		建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ		12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ		4.5m以上（歩道2.5m以上）
	その他表示方法		・壁面上端を超える突出禁止　・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でサイン管の露出しているサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止
庇広告	表示面積の合計		15㎡以下
	広告物の高さ		3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下
	その他表示方法		屋根を超えて突出させないこと
自己敷地内建植え 広告	1方向の表示面積		20㎡以下、表示面積の合計50㎡以下
	数量		2基以下
	地上からの高さ		10m以下
	その他表示方法		地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止
自己敷地外建植え 広告（野立広告物）	1方向の表示面積		10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下
	地上からの高さ		5m以下
	相互距離		5m以上
	掲載場所		交通信号機・踏切からの距離5m以上
	その他		ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
道標・案内図板等	1方向の表示面積		10㎡以下、標示面の合計20㎡以下
	地上からの高さ		5m以下
	自己敷地 外建植え	相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
案内誘導 広告	1方向の表示面積		10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下
	その他基準		許可の共通基準及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	自己敷地 外建植え	数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		地上からの高さ	5m以下
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	・交通信号機・踏切からの距離5m以上　・田園沿道区域は原則設置禁止
		その他表示方法	・名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ・方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ・ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ・集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

3. 各地域共通の個別基準適用の広告物

（１） 電柱利用広告

区 分			基 準
規 格			①突出するもの　縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻きつけるもの　縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下
数量			電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるもの各1個
道路面からの高さ			①突出するもの　4.5m以上（歩道上2.5m以上） ②巻き付けるもの　1.2m以上
掲出場所			交通信号機からの距離5m以上
色彩			各地域の色彩基準を適用
その他の表示方法			突出するものは ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること ②柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

(2) 街灯利用広告

区 分	基 準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
1 方向の表示面の面積	0.2㎡以下
数量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	各地域の色彩基準を適用
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものは規格を統一すること ②厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること

(3) バス停留所標識利用広告

区 分	基 準
1 方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下
数量	1個
色彩	各地域の色彩基準を適用
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること

(4) 消火栓標識利用広告

区 分	基 準
規格	縦0.4m以下、横0.8m以下
数量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	各地域の色彩基準を適用

(5) アーチ利用広告

区 分	基 準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

(6) アーケード利用広告

区 分	基 準
1 方向の表示面の面積	0.5㎡以下
数量	広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ②照明を伴うものであること ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

(7) 自動車表示広告

区 分	基 準
色彩等	宣伝車は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
表示面積	路線バスは、1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下 但し、印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する場合は、この限りでない
その他の表示方法	路線バスの前部には表示しないこと

(8) 垣・塀利用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	①第1種地域から第4種地域1枚当たり5㎡以下 第5種地域は1枚当たり7㎡以下 第6種地域は1枚当たり10㎡以下 第7種地域は1枚当たり15㎡以下 ②掲出される垣又は塀の面の面積の1/5以下
数量	2個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと

(9) 広告幕（壁面を利用するものを除く）

区 分	基 準
道路面からの高さ	横断幕は4.5m以上

(10) アドバルーン

区 分	基 準
規格等	幅1.5m以下、高さ15m以下

(11) 広告旗

区 分	基 準
表示面積	2㎡以下
表示面積の合計	第5種地域・第6種地域 10㎡以下 第7種地域 20㎡以下
相互距離	5m以上

(12) 置看板・立看板

区 分	基 準
1 方向の表示面の面積	2㎡以下
掲出場所	道路上には設置しないこと

4. 特例基準（大規模小売店舗等において自己の敷地に建植えする自家用広告物を掲出する場合の特例）

（１）要件

- ① 次のいずれかに係る自家用広告物であること
- (ア) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
- (イ) 消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
- (ウ) 農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
- (エ) 上記以外の小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行なう店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの
- (オ) 駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であるものを有する施設
- ② 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

（２）各地域における許可の基準

区 分	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚（基・個） 但し、出入口口が複数ある場合は出入口につき1枚（基・個）			
表示面積	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	15㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計7㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計10㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる
数 量	3枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる		4枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
その他	①建築物の壁面から突出させないこと ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止		
	駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする			

区 分	第5種地域	第6種地域
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚（基・個） 但し、出入口が複数ある場合は出入口につき1枚（基・個）	
表示面積	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計15㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	
数 量	5枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
その他	①ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止	
	駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする	

区 分	第7種地域		
	(1)の①の(ア)から(エ)までに掲げる店舗		(1)の①の(オ)に掲げる施設
	店舗面積3,000㎡以上	店舗面積500㎡超3000㎡未満	
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚（基・個） 但し、出入り口が複数ある場合は出入口につき1枚（基・個）		
数 量	敷地に接する道路ごとに2基以下 但し、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる		2基以下とする 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる
その他	・ 広告物の上端の地上からの高さが5mを超えるものを掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止かつ急速な光源の点滅禁止 ・ 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする		